

条例で定める既存宅地の判定に必要な図書

| | | 図 書 名 | 備 考 |
|---------|----|------------------------|-----------------------|
| 必須図書 | 1 | 位置図（案内図） | |
| | 2 | 公図 | |
| | 3 | 土地登記簿謄本 | |
| | 4 | ①に関する図面（都市計画図又は、住宅地図等） | |
| | 5 | ②に関する図面（都市計画図又は、住宅地図等） | |
| | 6 | ⑤に関する図面（ハザードマップ） | |
| その他必要図書 | 7 | 航空写真（現況、区域区分の日前） | 土地登記簿謄本で「宅地」と確認できない場合 |
| | 8 | 建築計画概要書 | |
| | 9 | 建物登記簿謄本 | |
| | 10 | 宅地造成等規制法による検査済証 | |
| | 11 | 農地法に基づく農地転用許可 | |

【要件】

- ①市街化区域からおおむね2km以内で、かつ、一体的な日常生活圏を形成している地域
- ②おおむね50以上の建築物が連たん（敷地相互間50m以内）
- ③区域区分の日（S45.8.31）前から宅地である土地
- ④厚さ30cm以上の切・盛土がないこと
- ⑤災害ハザードエリア（土砂三法、土砂災害防止法、仙台市災害危険区域条例、3.0m以上の浸水想定区域）に含まれていないこと

災害ハザードエリアの調べ方

- 土砂三法・土砂災害防止法・仙台市災害危険区域条例による指定区域の調べ方（例1）

仙台市都市計画情報インターネット提供サービス で下記項目を選択してください。

（利用条件に同意し、住所を選択）→「レイヤ切替」で調べたい区域を選択

- ・急傾斜地崩壊危険区域 および 地すべり防止区域：土砂三法（急傾・地滑・砂防）
- ・土砂災害特別警戒区域 および 土砂災害警戒区域：土砂災害防止法
- ・災害危険区域：仙台市災害危険区域条例



仙台市都市計画情報インターネット提供サービス

- 3.0m以上の浸水想定区域 の調べ方（例2）

せんだいぐらしのマップ で下記項目を選択してください。

「防災」→「洪水ハザードマップ」→（利用規約に同意し、住所を選択）

→「浸水想定区域(市内全域)」※規制対象は3.0m以上の区域のみ



せんだいぐらしのマップ

（例1）青葉区向田

（例2）若林区日辺

